

令和7年度 第1回 兵庫県都市計画審議会

第2号議案 諮問第11号

ひょうご都市計画基本方針について

- 1 策定の経緯・位置付け
- 2 ひょうご都市計画基本方針（案）
- 3 パブリックコメント実施結果

1 策定の経緯

都市計画区域マスタープラン等の見直し（第9回定期見直し）

- ・本県では、5年ごとに都市計画区域マスタープランや区域区分の見直しを実施
- ・今回の見直しでは、ひょうご都市計画基本方針の策定、加西市域の区域区分の廃止を併せて行う

都市計画区域マスタープラン関係

- ・都市計画区域マスタープランの改定
- ・都市再開発方針等の改定
- ・ひょうご都市計画基本方針の策定

区域区分関係

- ・区域区分の変更（阪神間・東播・中播）
- ・加西市域の区域区分廃止（都市計画区域の変更）

令和4年度

都市計画審議会専門委員会（4回実施）

令和5年度

都市計画審議会専門委員会（3回実施）

区域区分見直しの考え方（R5.3）

令和6年度

都市計画区域マスタープラン見直し基本方針（R5.12）

都市計画審議会

加西市域の区域区分の廃止方針（R6.9）

令和7年度

都市計画審議会（R7.5.30）

R7.6 ひょうご都市計画基本方針の策定

都市計画審議会

都市計画審議会

R8.3 都市計画区域マスタープラン等の改定

R8.3 区域区分の廃止・変更

1 策定の経緯

都市計画区域マスタープラン見直し基本方針（R5.12）

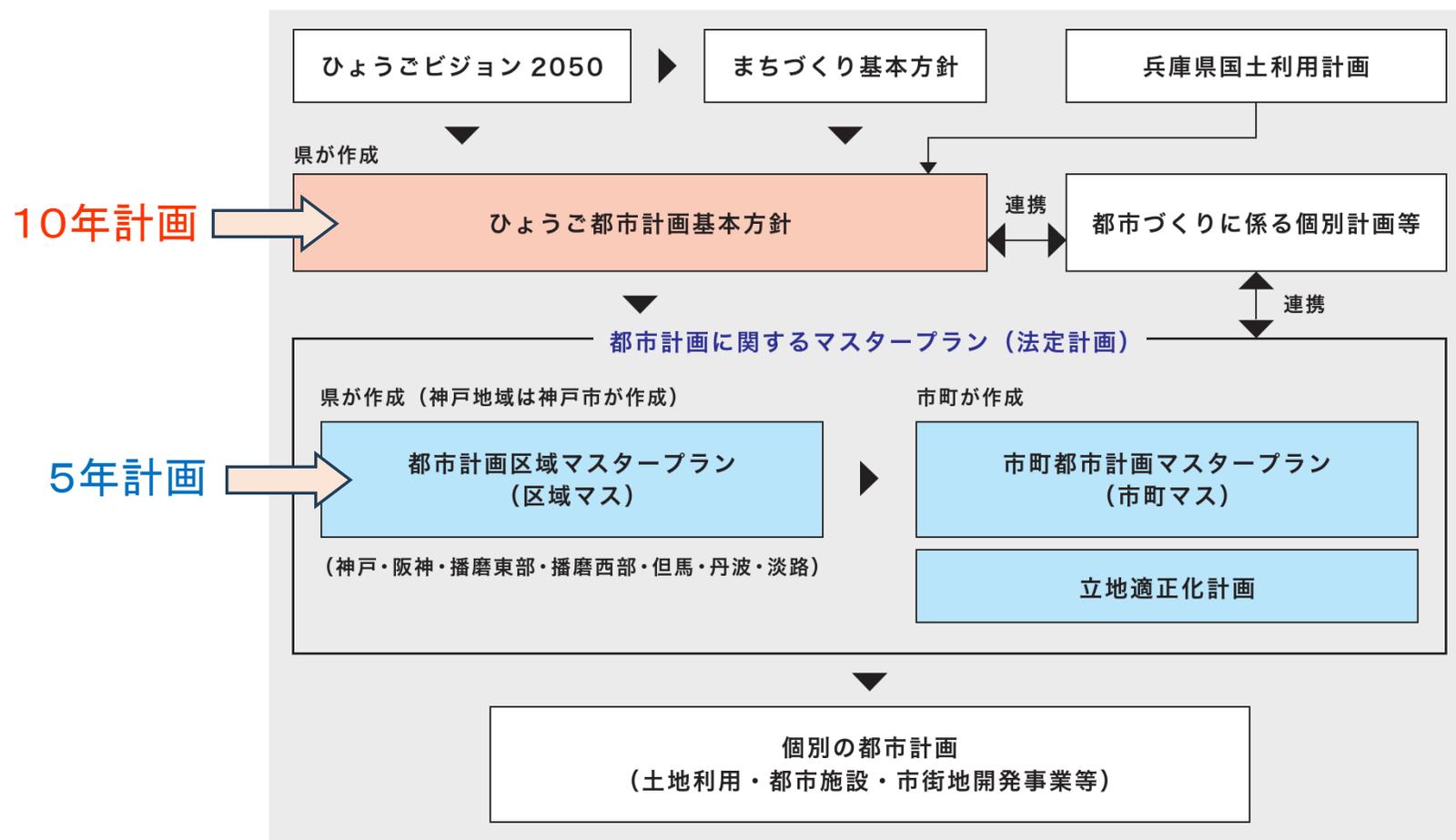
都市計画区域マスタープランの記載内容を法定事項に特化し、これまで個々のプランに記載していた全県共通の都市づくりの方向性等については、新たに「ひょうご都市計画基本方針」とし、マスタープランに先行して策定

現行 （～R7年度）	法定計画	阪神地域 都市計画区域マスタープラン 全県共通 ・都市計画に関する現状と課題 ・都市づくりの基本理念 + 阪神地域 ・都市計画の目標 <small>法</small> ・区域区分の決定の有無及び方針 <small>法</small> ・主要な都市計画の決定の方針 <small>法</small>	東播磨 // 全県共通 + 東播磨	西播磨 // 全県共通 + 西播磨	但馬 // 全県共通 + 但馬	丹波 // 全県共通 + 丹波	淡路 // 全県共通 + 淡路	神戸 // ※神戸市 が策定

見直し後	任意計画	<h3 style="text-align: center;">ひょうご都市計画基本方針</h3> <p style="text-align: center;">1 役割と位置付け 2 都市計画に関する現状と課題 3 目指すべき都市づくりの方向性 等</p>						
	法定計画	阪神地域 都市計画区域マスタープラン ・都市計画の目標 <small>法</small> ・区域区分の決定の有無及び方針 <small>法</small> ・主要な都市計画の決定の方針 <small>法</small>	播磨東部 // ・目標 ・区域区分 ・主要な方針	播磨西部 // ・目標 ・区域区分 ・主要な方針	但馬 // ・目標 ・区域区分 ・主要な方針	丹波 // ・目標 ・区域区分 ・主要な方針	淡路 // ・目標 ・区域区分 ・主要な方針	神戸 // ※神戸市 が策定

1 位置付け

- 都市計画基本方針は、今後10年間の県全体の都市づくりの考え方や方向性を示すものです
- 県政の基本指針である「ひょうごビジョン2050」と県のまちづくり施策の総合的な方針である「まちづくり基本方針」に即しています
- 都市計画区域マスタープランや市町都市計画マスタープラン等は、本方針に即して策定されます



2 ひょうご都市計画基本方針（案）

現状・課題

避けがたい変化

人口減少・超高齢社会

自然災害の頻発化・激甚化

都市施設の老朽化

国際社会・経済からのニーズ

地球環境・生物多様性の保全

産業立地ニーズの変化

ポストコロナ社会における暮らし方、働き方の変化

目指すべき都市づくりの方向性

I 持続可能な魅力と活力あふれる都市づくり

- 1 地域連携型都市構造の実現
- 2 魅力ある多様な拠点の形成
- 3 兵庫の成長を支える産業立地の推進
- 4 民間投資の積極的誘導
- 5 新技術を活かしたまちづくりの推進
- 6 地域の個性と魅力を活かした交流まちづくりの推進

II 誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり

- 1 都市における防災・減災力の向上
- 2 子ども・子育てにやさしい都市づくりの推進
- 3 ユニバーサル社会づくりの推進

III 環境と共生する都市づくり

- 1 脱炭素型の都市づくりへの転換
- 2 グリーンインフラの活用の推進
- 3 森林の保全・整備
- 4 「農」の保全と土地利用との相互調和

連携と共創

県・市町間の
連携強化

県民・企業など
多様な主体との共創

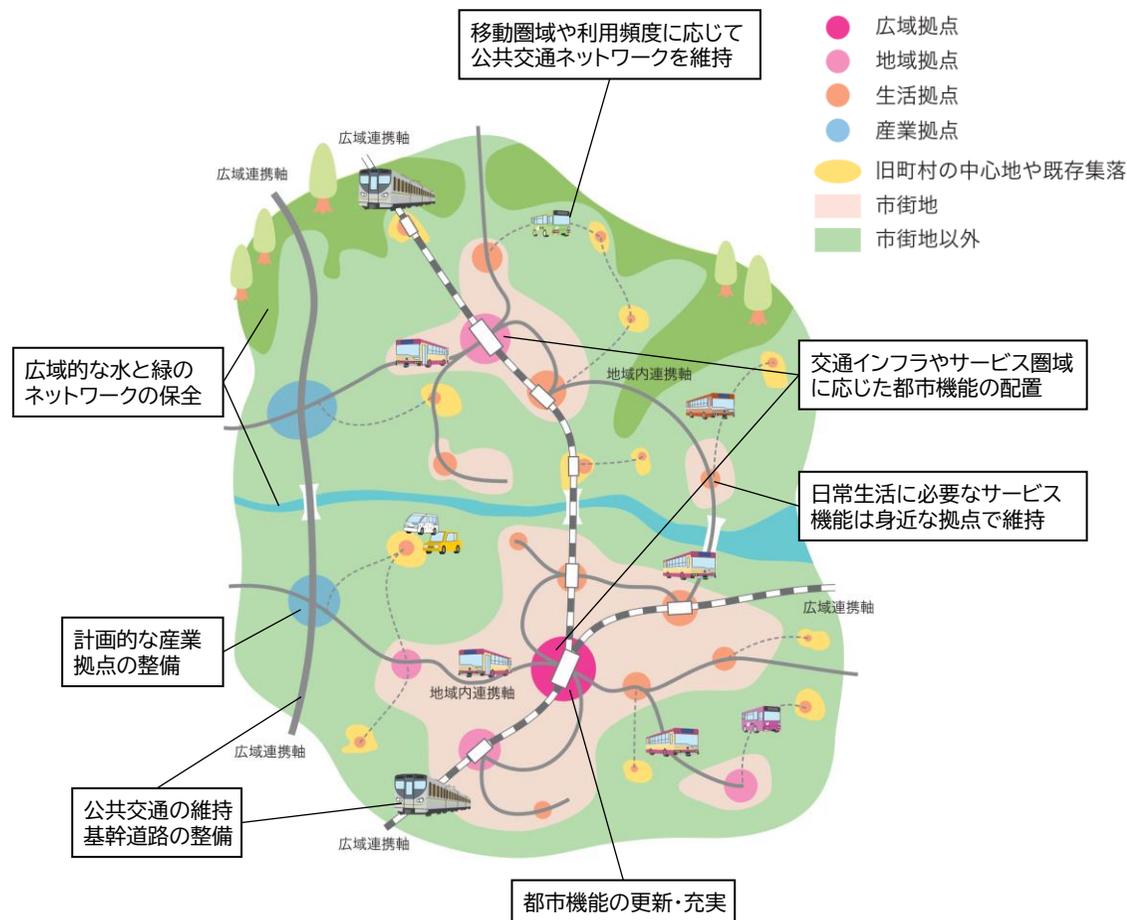
1 地域連携型都市構造の実現

地域連携型都市構造とは

医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスをはじめ、教育、交流、工業生産、物流等の都市機能、さらに農地や森林における食料供給や水源涵養といった機能を大都市、地方都市、中山間地域等が互いに補い、連携することにより、各地域が活力を持って存立することを目指す、持続可能でコンパクトな都市構造

地域連携型都市構造により実現される社会

- 多様な拠点を交通ネットワークで結び、様々な都市機能を補い合うことで、人口減少社会においても、誰もが暮らしに必要なサービスにアクセスでき、まちのにぎわいを楽しむことができる
- まちの拠点到都市機能を集積させることで、一定のサービス利用者を確保することができ、自家用車の代わりに公共交通でまちを訪れる人が増えれば、公共交通を将来にわたって維持していくことができる



- 「都市機能を集める拠点」と「拠点間を結ぶ公共交通」を県と市町の役割分担のもとに設定し、土地利用、市街地整備、交通インフラ等に関する施策を一体的に推進
- 人口が減少していく中で、小さな人口集積でも生活サービスを確保できるよう、遠隔教育や遠隔医療などデジタル技術の活用による都市機能の補完が期待される

1 地域連携型都市構造の実現

①拠点の設定及び都市機能の役割分担

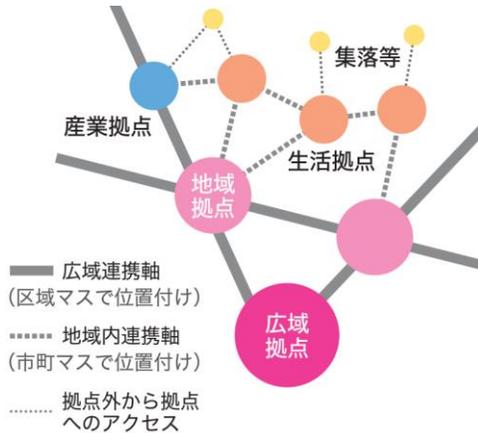
都市機能を誘導する拠点、その他地域特性に応じた拠点を設定

広域拠点 (本方針)	広域的な利用圏を持つ高度な都市機能が特に集積し、 県土全体の中核を担う拠点(神戸市中心部・姫路市中心部)
地域拠点 (区域マス)	市町内に加え近隣市町からの利用も見込まれる都市機能が 集積している主要な鉄道駅や官公庁周辺等の市街地で、 都市的サービスを効果的・効率的に提供する拠点
生活拠点 (市町マス)	日常生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が 集積している地区で、地域拠点を補完する拠点
産業拠点 (市町マス※)	工場や物流倉庫等の施設が集積している 又は整備計画等がある地区で、各都市の産業の拠点

※複数市町にわたって広がる産業拠点は区域マスで設定

②交通ネットワークの強化

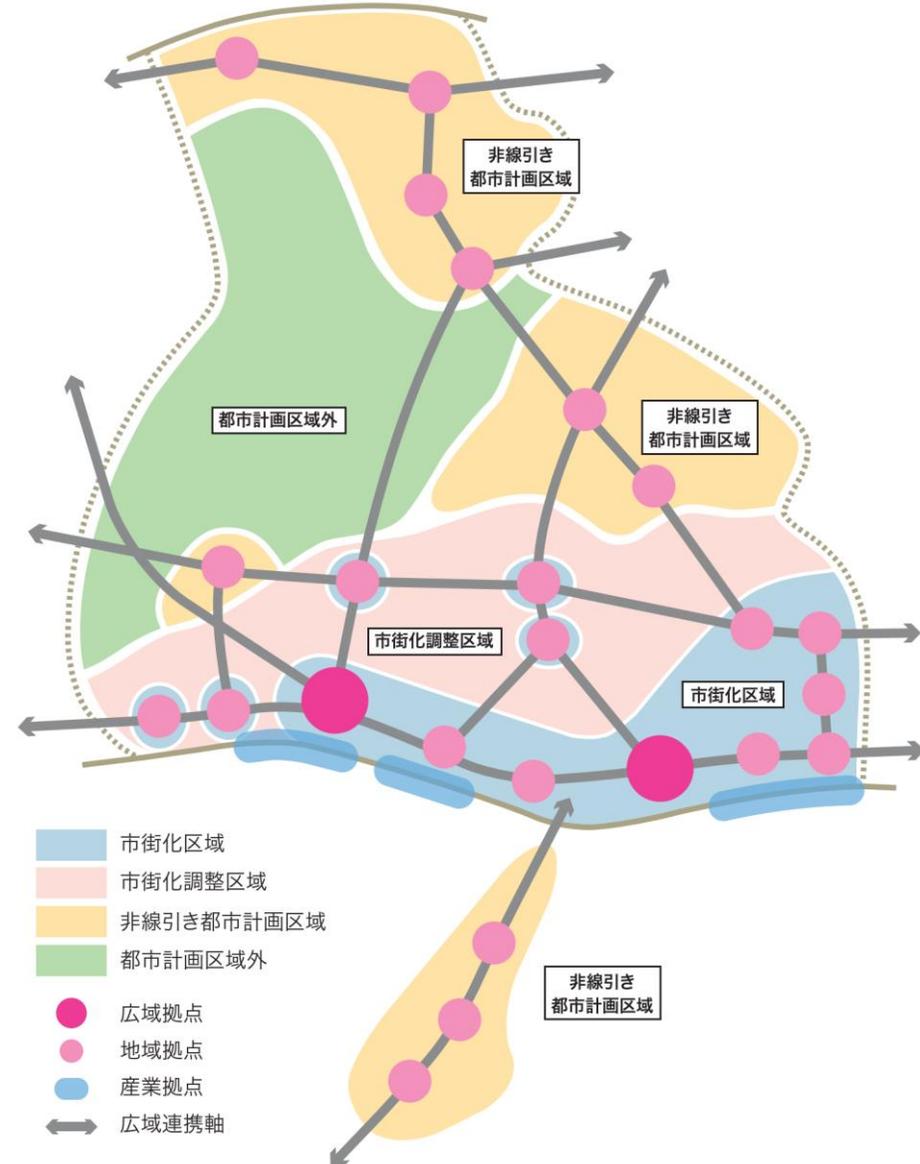
- ・ 広域連携軸を構成する鉄道や路線バス等の公共交通の維持及び基幹道路の整備等を推進するとともに、地域内連携軸及び集落等から拠点までのアクセスを地域に応じた移動手段が担うことにより、多層の交通ネットワークを形成
- ・ 災害などによる一部区間の途絶でネットワーク全体が機能不全とならないよう、連携軸を多重化



①・②を一体的に推進するために

都市機能や居住を拠点に誘導する立地適正化計画と持続可能な移動手段の確保や充実を推進する地域公共交通計画との一体的な策定等を促進

〈将来の都市構造のイメージ〉



1 地域連携型都市構造の実現

土地利用の基本的方針

市街地のエリア



駅前における都市機能の更新・充実



居心地が良く歩きたくなるまちなか



質の高い住環境

広域拠点・地域拠点

- 多様な都市機能を集積
- 地域のニーズに応じた都市機能の更新・充実
- 居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成し、人間中心の豊かな生活の実現を目指す
- コンパクトで利便性の高い住環境の形成を通じてまちなか居住を誘導

産業拠点

- 周辺の自然的環境や景観等との調和に配慮しつつ、多様な産業の集積により地域産業の振興を図る

低未利用地

→地域資源として積極的に活用

- 商業・業務施設の更新時の移転先
- 防災やにぎわい創出に資するオープンスペース
- 緑の創出

都市農地

→保全・活用を図る

- 環境への負荷低減
- 良好な景観形成
- 地産地消
- 都市住民の交流創出

市街地以外のエリア

生活拠点

- 将来にわたって地域の活力が維持されるとともに、一定の医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスが日常生活圏で受けられるよう都市機能を確保

農地・森林等

- 農地法や森林法等に基づく重層的な土地利用規制等により保全
- 都市的土地利用への転換を図る場合は「農」との健全な調和を図る

市街化調整区域における計画的なまちづくり

- 特別指定区域や地区計画等の制度を活用し、地域の実情・ニーズに合った柔軟な土地利用を計画的に推進
- 市街化調整区域の面積・人口の比率が高い市町などで活力低下が見られる地域では、地域特性やニーズに応じた迅速な土地利用の実現を図るため、必要に応じ、「農」との健全な調和を前提とした区域区分に代わる土地利用コントロールへの移行を検討

非線引き都市計画区域における重層的な土地利用コントロール

- 森林法や自然公園法、緑条例等による重層的な土地利用コントロールを行う
- 必要に応じて用途地域や特定用途制限地域等を定め、建築物の用途制限を行う



産業団地の立地



農地の保全

2 魅力ある多様な拠点の形成

「価値」・「持続性」を高める市街地の更新

公民連携でビジョンを構築・共有し、社会実験や空地等を活用したにぎわいづくりなどできることから小さく始め、徐々に公共空間の再構築や市街地再開発事業等に移行するなど、多様な手法・取組を組み合わせながら段階的・連鎖的に展開することで、エリア全体の持続的な更新と価値向上を図る



■神戸三宮雲井通5丁目地区
第一種市街地再開発事業

「居心地が良く歩きたくなる」まちづくり

多様な人材や関係人口を呼び寄せ、にぎわいを創出するため、円滑な交通に配慮しつつ、歩行環境の向上に資する道路空間の再整備や駅前広場、公園、オープンスペース等の空間の利活用の促進など、人間中心の空間に転換し、民間投資と共鳴しながらウォーカブルなまちづくりを推進

■ JR姫路駅前&大手前通り

駅前をトランジットモール化しゆとりある歩行者空間を整備



身近なエリアにおける都市機能の充実

市町中心部の拠点だけでなく、日常生活を営む身近なエリアの拠点においても、地域特性に応じ、多様な暮らし方・働き方を支える都市機能を確保するため、きめ細かな土地利用の見直し等を通じて必要な施設の立地を誘導



■用途地域の見直し（神戸市）

「歩いて暮らせる便利なまち」を目指し、住宅地内の大きな道路沿いに小規模な店舗が立地できるように用途地域を変更した

駅周辺の個性を活かした魅力づくり

ローカル線の駅舎や周辺の遊休不動産等を活用した個性と魅力あるまちづくりを推進し、駅周辺に人の流れやにぎわいを生み出すとともに、公共交通の利用を促進

■太市駅周辺整備（姫路市）



姫路市、JR西日本、自治会、民間企業が連携協定を締結し、民間企業の社屋と一体となった駅舎や駅前広場の整備を実施

※市街化調整区域のため、地区計画制度を活用して整備

3 兵庫の成長を支える産業立地の推進

産業ニーズにすばやく対応

- インターチェンジ等の広域交通結節点の周辺など産業用地としてのニーズが高い地区では、景観や周辺の営農環境に配慮しつつ、適切な範囲で計画的な基盤整備を促進し、産業集積を図る
- 市街化調整区域では、その性格を維持しつつ、地区計画や特別指定区域制度の活用などによる開発許可制度の弾力的な運用により、計画的な産業立地を迅速に実現

新たな産業を呼び込む環境整備

- 新エネルギー、航空、半導体などの次世代成長産業は、産業立地条例による補助制度や税制優遇による重点的な立地支援に併せ、産業インフラの整備等を図り、県内集積を積極的に推進
- 播磨臨海地域や阪神・淡路バイエリアでは、新たな産業の誘致やMICE機能の導入に向け、土地利用規制の緩和や公有地の活用等により民間投資を後押しする

地場産業の継承と成長

- 工場の拡張等のニーズや操業環境に配慮した土地利用を推進し、県内に集積する清酒、皮革、手延素麺、かばん、線香、釣針など全国トップシェアを誇る多様な地場産業の継承と成長を後押しする

■特別指定区域（工場等誘導区域）



西脇市鹿野地区

■市街化調整区域のIC周辺の産業団地



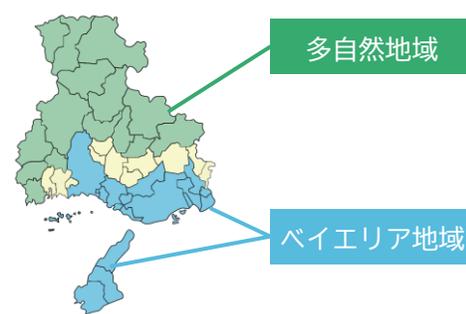
加西インター産業団地

■次世代成長産業の立地（水素関連産業）



高砂水素パーク

■県産業立地条例に基づく投資促進地域

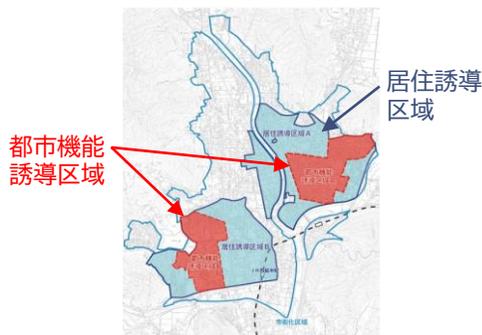


4 民間投資の積極的誘導

立地適正化計画を活用した民間投資の誘導

立地適正化計画で都市機能誘導区域を設定し、誘導施設の種類や市町が講じる施策など、投資の判断材料となる情報を広く共有することで、拠点の魅力を高める民間投資を誘導

■立地適正化計画（西脇市）



都市計画制度を活用した民間投資の誘導

大規模な業務施設や都市型住宅等の立地を誘導する中心市街地等において、都市計画法等に基づく特例制度の活用や面的整備事業により土地利用の増進を図ることで、民間投資を誘導

■都市再生特別地区（三宮駅前第2地区）



5 新技術を活かしたまちづくりの推進

IoT・ビッグデータの活用

- IoTなど先端技術の導入による生活サービスの効率的な管理・運営等により、都市や地域の課題を解決するスマートシティの取組を推進
- 3D都市モデルや人流のビッグデータ等の活用、まちづくりに関する情報のオープンデータ化を進め、データ分析等のノウハウを有する多様な主体の参画による都市計画立案の高度化を図るとともに、都市計画のプロセスに住民が参画しやすい環境を整備

スマートモビリティ社会への対応

- ヒトやモノの移動に関連する課題（交通事故防止、渋滞緩和、高齢者の移動手段等）の解決が期待できる自動運転やMaaS等による次世代のスマートモビリティ社会に対応した交通ネットワークや都市施設の検討及び整備に取り組む

インフラ維持管理への新技術の活用

- ドローン、AI（動画解析）、レーザー打音検査等の新技術の導入によりインフラ維持管理の効率化・高度化を図る



■加東バスターミナル

路線バス・高速バスのほか、乗合タクシーや自主運行バスが発着するバスターミナルとパークアンドライド駐車場を隣接配置
待合交流、軽食提供の機能をもつにぎわい交流施設を併設



■AI路面診断システム

道路管理車両に取り付けたドライブレコーダー等により路面画像・加速度データを収集し、AIがひび割れ、平坦性等を推定

6 地域の個性と魅力を活かした交流まちづくりの推進

歴史・文化、自然環境、景観を活かしたまちづくり

- 本県の多様な自然と風土を背景とした優れた景観や自然環境、特色ある歴史、文化・芸術などの地域資源を活かしたまちづくりに取り組む
- 県・市町が連携し、都市計画法や景観法その他の法律や条例等により、優れた自然景観と豊かな歴史・文化を保全するとともに、新たな観光ニーズの創出につなげ、交流人口のほか関係人口の創出・拡大を図る

■伝統的建造物群保存地区（たつの市）



多様なライフスタイルを実現できるまちづくり

- ポストコロナ社会における働き方・暮らし方の変化に伴い、空き家や古民家等の既存ストックを「多拠点居住」や「コワーキングスペース」等に活用するなど、リモートワークの普及を背景とする多様なライフスタイルの実現を可能とする取組を推進

■長屋を改装したワーケーションのための拠点施設（洲本市）



官民連携による都市公園の機能強化・にぎわい創出

- 緑地の保全、景観の形成、防災、レクリエーション等の多様な機能を有する都市公園において、Park-PFI制度などによる民間事業者の活力を導入することで、更なるサービス向上による魅力ある施設の整備を推進するなど、周辺エリアも含めた都市公園の一層の魅力向上を図る

■官民連携を検討している県立都市公園



明石公園(明石市)

赤穂海浜公園(赤穂市)

播磨中央公園(加東市)

持続可能な観光地域づくり

- 「兵庫テロワール旅」や「ひょうごフィールドパビリオン」の展開等で深めた本物志向のサステナブルツーリズムを更に推進していくため、ストレスフリーな交通アクセスの充実（公共交通の維持や基幹道路等の整備、ラストワンマイルを担う移動手段等）やユニバーサルツーリズムの推進のほか、土地利用の柔軟な見直し等により、観光を支える地域資源の保全と活用を図る

ベイエリアにおける観光・交流のまちづくり

- 兵庫県域の大阪湾ベイエリア（阪神・淡路ベイエリア）の活性化に向け、神戸エリアにおいては魅力あふれるウォーターフロントの形成を、阪神エリアではマリンレジャー及びアクティビティ拠点の形成を図る
- 淡路エリアでは、インバウンドや富裕層も見据えた関西圏屈指の観光・交流エリアを形成するとともに、シームレスで快適な移動手段の確保等、受け入れ環境の整備を促進

1 都市における防災・減災力の向上

災害に強い都市構造の構築

- 均衡の取れた都市施設の配置とネットワーク化により多重性を確保
- 都市の耐震化・不燃化、密集市街地の改善、低未利用地を活用した延焼遮断帯や避難場所となるオープンスペースの確保など、被害を未然に防止又は軽減する対策に取り組む

災害リスクに対応した土地利用

- 土砂災害特別警戒区域等の災害ハザードエリアにおいては、災害ハザードマップの周知や立地適正化計画における居住誘導区域外とすることで新たな住宅立地を抑制するほか、必要に応じて市街化調整区域にするなど、都市計画制度による立地規制を導入
- 盛土規制法や太陽光条例等の適切な運用を通じ、盛土や斜面地等における安全性を確保

臨海部における重点的な対策

- 大規模地震による津波被害や台風等による高潮被害が想定される臨海部において、防潮堤・河川堤防の嵩上げや水門・排水機場の整備などの防災・減災対策を推進

総合的な治水対策

- 総合治水条例に基づき、河川及び下水道による雨水の流下対策に加え、ため池、水田、校庭等における雨水貯留浸透機能の確保等による流域対策、避難に資する情報発信等による減災対策など、総合的な治水対策を推進
- 流域全体のあらゆる関係者の協働による「流域治水」に取り組み、水害リスクを踏まえた都市づくりを推進

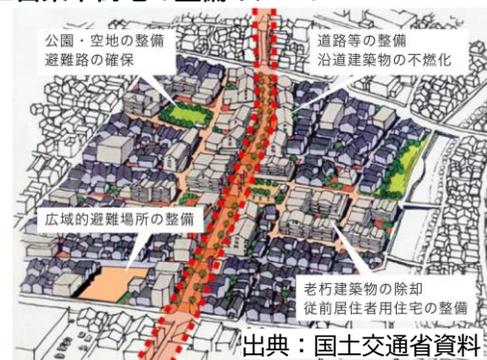
グリーンインフラを活用した防災・減災

- 遊水池の整備、農地や樹林地・森林の保全等、自然環境が有する雨水貯留浸透機能や土砂流出防止機能等を積極的に活用した防災・減災対策を推進

復興まちづくりのための事前準備

- 特に大規模な災害が想定される区域においては、市街地特性と被害想定をもとに、被災後の復興まちづくりの目標と実施方針を平時から検討しておき、必要に応じて市町マスタープランに復興事前準備の取組を位置付ける

■密集市街地の整備イメージ



■高潮対策の事例



南芦屋浜南護岸

■流域全体で行う総合的かつ多層的な治水対策



出典：国土交通省資料

2 子ども・子育てにやさしい都市づくりの推進

子どもにやさしい生活環境の整備

職住近接のほか、地区計画制度等を活用した緑豊かで良好な住環境の創出、生活利便施設の適正立地、安全・安心な歩行空間の整備等を推進

■通学路の歩道整備事例

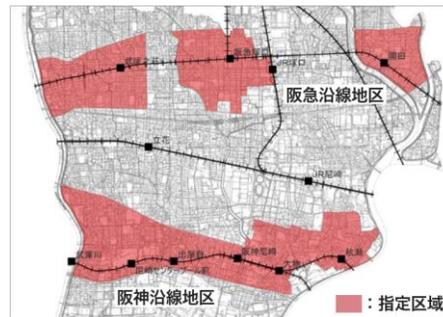


朝霧二見線（明石市）

子育てしやすい住宅地づくり

住宅ストックや住環境が充実した市街地等において、子育て世帯が暮らしやすい良質な住宅の供給や子育て支援施設の整備を行うことにより、安心して子育てができる住宅地づくりを推進

■子育て住宅促進区域（尼崎市）



子育て支援施設の開設等を支援

■子育て支援施設の整備事例



県営住宅敷地の一部を保育園に活用

3 ユニバーサル社会づくりの推進

福祉のまちづくりの展開

誰もが安全・快適に移動し活動できるユニバーサル社会の実現に向け、住宅や生活利便施設のバリアフリー化とともに、歩道等の公共空間や鉄道駅舎等の公共交通のバリアフリー化を推進

■福祉のまちづくりの取組事例



歩道のバリアフリー化（西宮市）



駅舎のエレベーター設置（神戸市）

健康寿命を伸ばすまちづくりの推進

高齢者の社会参加や外出機会の増加は健康寿命の延伸にもつながるため、公園の適正な配置や歩行環境の向上などウォーカブルなまちづくりを推進



休憩施設の設置（姫路市）

1 脱炭素型の都市づくりへの転換

環境負荷の小さな都市づくりの推進

- 地域連携型都市構造の形成により自家用車に過度に依存しない移動環境を整え、公共交通の利用を促すことでCO₂排出量を削減するとともに、エネルギーの面的利用等によりエネルギーの利用効率を高め、脱炭素社会の実現を目指す
- 太陽光発電施設等の設置に当たっては、太陽光条例の適切な運用等を通じ、防災、景観との調和、自然環境の保全等に配慮
- 利用段階でCO₂を排出しない水素社会の実現に向け、官民連携により水素モビリティの普及や水素ステーションの整備等を推進

■水素ステーションの整備状況

水素ST整備状況 (R7.3月時点)	
首都圏	47箇所
中京圏	47箇所
関西圏	20箇所
九州圏	13箇所
その他	27箇所
全国	154箇所

【県内整備数】5箇所

- ・尼崎市
- ・神戸市兵庫区
- ・姫路市
- ・神戸市中央区
- ・三木市



水素ステーション（神戸市）

交通から発生する環境負荷を軽減

- 都市計画道路の整備や交差点の改良に加え、速度低下の原因となる道路幅の狭い区間や橋梁、踏切等のボトルネックの解消により、燃費の悪化（CO₂排出量の増加）を軽減
- 自転車走行空間の整備のほか、駐輪場の適正配置、シェアサイクルの導入等により、脱炭素と健康増進に資する自転車を快適に利用できる都市環境を形成

■道路拡幅等による渋滞交差点の解消



沖浜平津線（高砂市）

■自転車道の整備



沖浜平津線（高砂市）

2 グリーンインフラの活用の推進

都市の緑の保全と創出

- 都市から発生するCO₂の吸収源、生物多様性の確保、緑陰による暑熱の緩和、人々が心地よさを感じるWell-Beingの実現の観点から大きな役割を有する都市緑地を保全するとともに、低未利用地等を活用して質の高い新たな緑地の創出を図る

生態系ネットワークの形成

- 生物の生息・生育の場である自然環境を保全・再生し、これらを有機的につなぐことで、生物多様性の保たれた県土を形成

■グリーンインフラの事例



物流施設の整備に併せ、多様な生き物が利用しやすい草地、樹林地、水辺を整備



コウノトリの野生復帰をシンボルに、湿地や水田ビオトープを整備

3 森林の保全・整備

都市を取り巻く森林の適切な保全

- 気候変動への対応や生物多様性確保の観点、更には水資源貯留や災害の防止等の多様な機能を有している森林について、各法令に基づく重層的な土地利用規制等による保全を図る

野生動物との共存

- 里山の整備による緩衝帯(バッファゾーン)の形成や土地の適正な利用と管理を通じて、人と野生動物との棲み分けを図る



野生動物共生林整備

森林の保全・整備に貢献する都市づくり

- 木質バイオマスエネルギーの導入や住宅・建築物における木材利用の促進等により、森林資源の循環利用を通じて、森林の整備・保全に貢献する都市づくりを推進する

4 「農」の保全と土地利用との相互調和

土地利用制限による「農」の保全

- 農地や自然環境を保全する諸制度や土地利用計画を踏まえ、無秩序な市街化を防止するとともに、「農」との健全な調和を前提とした計画的な土地利用を図る

[市街化調整区域]

計画的に一定の開発を許容する場合は、地区計画制度等を活用し、環境や景観を阻害するおそれのある土地利用や建築物を規制しつつ、農林漁業との健全な調和を確保し、良好な地域環境を維持、保全

[非線引き都市計画区域]

いわゆる「バラ建ち」など無秩序な市街地の拡大が生じるおそれのある場合、優良農地を保全する観点から、市街地及び農地等それぞれのまとまりに配慮しつつ、特定用途制限地域等の指定による土地利用コントロールを講じる

都市農地の保全・活用

- 市街地内に残された農地が、都市にとって必要であり、あるべきものという考え方の下、生産緑地地区の指定を推進するとともに、用途地域として田園住居地域の指定を検討するなど、都市農地の計画的な保全を図る
- 市街化区域内の遊休農地を市民農園や体験農園に活用するほか、農家レストランや農産物直売所の開設を促進するなど、農地の有効活用を図る

■特定用途制限地域による「農」の保全



- 集落区域
- 農業区域
- 森林区域
- 保全区域
- 特定区域

営農環境の確保等の観点も踏まえ、利活用するエリアと保全するエリアをゾーニングしたバランスのよい土地利用計画を作成

特定用途制限地域の指定により、農用地等に関しては、基本的に農業用施設等以外の施設の立地を制限

■生産緑地の事例



西宮市

■市民農園の事例



宝塚市

1 県・市町間の連携強化

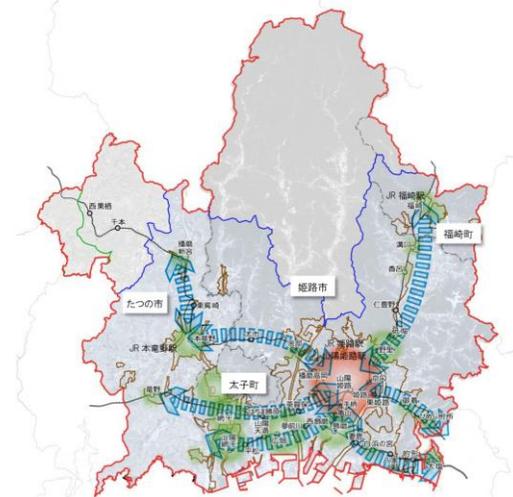
市町による主体的なまちづくりを支援

- 地域特性に応じた個性と魅力あふれるまちづくりに向けて、基礎自治体である市町が独自の取組を柔軟にすばやく展開できるよう、県は市町に対して、情報提供や相談対応など積極的に技術的支援を行う
- 区域区分の廃止を検討する地域においては、「区域区分見直しの考え方」に基づき、県は市町と連携して市町による土地利用コントロールへの移行を検討するとともに、移行に際しては技術的な支援を行うなど、市町の主体的なまちづくりをバックアップ

市町間の連携強化と広域調整

- 市町域を越える広域的な課題について、市町は協議会等の活用等により相互の連携を強化するとともに、市町間での都市機能の分担と連携に取り組む。
- 県は、土地利用等に関する広域的な調整や各種施策の横展開を図る

■複数自治体による広域的な立地適正化の方針
(姫路市、たつの市、太子町、福崎町)



2 県民・企業など多様な主体との共創

多様な主体が参画しやすい環境の整備

- まちづくりに関する情報のオープンデータ化を進めることで、データ分析等のノウハウを有する大学や企業など多様な主体の参画を促し、都市計画立案の高度化を図る
- 3D都市モデルなどの活用により都市計画のプロセスに住民が参画しやすい環境を整備

多様な主体による共創のまちづくり

- ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス等の民間主導のまちづくりの取組と協調しつつ、これまで行政主導で取り組まれてきた公共・公益施設の整備・運営についても官民連携事業（PPP/PFI）の導入、公的不動産（PRE）の活用を推進
- 住民、民間事業者、行政等の多様な主体が、地域資源や空き家、耕作放棄地等の地域課題の認識を共有し、それぞれの強みを活かしながら実践的な取組を展開することで、新たなまちの魅力や地域の価値を共に創り上げる「共創」のまちづくりを推進

多様な主体によるエリアマネジメントの促進

- 住民、事業主、地権者等の地域の担い手が一定のエリアで共有施設の管理・運営や公共空間の美化、地域のニーズに応じたサービスの提供等に主体的に取り組み、地域課題の解決や地域の価値の向上、地域経済の活性化等を図る「エリアマネジメント」を促進

3 パブリックコメント実施結果（概要）

パブリックコメント実施状況

- ・案件名：ひょうご都市計画基本方針（案）
- ・意見募集期間：令和7年2月21日（金）～令和7年3月14日（金）
- ・意見等の提出件数：11件（7人）

ご意見の内容等は資料2-3を参照

項目	件数	反映	趣旨に一致	その他
I-1 地域連携型都市構造の実現	4		2	2
I-2 魅力ある多様な拠点の形成	1			1
I-3 兵庫の成長を支える産業立地の推進	1		1	
II-1 都市における防災・減災力の向上	1		1	
III-2 グリーンインフラの活用の推進	1			1
III-4 「農」の保全と土地利用とその相互調和	1		1	
IV-2 県民・企業など多様な主体との共創	2	1	1	
合計	11	1	6	4

反映した意見の概要及び県の考え方

項目	意見	県の考え方
IV-2 県民・企業など多様な主体と共創	エリアマネジメントの目的は、地域の価値向上や経済の活性化だけでなく、地域課題（空き家や空き地問題、人口流出等）の解決もあるのでその点も追記したほうがよい	【ご意見を反映】 地域課題の解決に向けた取組が、地域の価値向上や経済の活性化にもつながることから、その目的に「地域課題の解決」を追加しました

ひょうご都市計画基本方針 パブリックコメント実施結果
提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案件名 : ひょうご都市計画基本方針 (案)
意見募集期間 : 令和7年2月21日から令和7年3月14日まで
意見等の提出件数 : 11件 (7人)

項目等	意見等	件数	県の考え方
I-1 地域 連携型都市構 造の実現	(本文p.12) 更なる人口減少が予想される中、コンパクトなまちづくりが必要だ。「コンパクトな都市構造」とあるが、田舎の集落などは今後どのようなようになっていくのか？	1	【その他】 「地域連携型都市構造」とは、大都市への一極集中ではなく、大都市、地方都市、中山間地域等が互いに補い、連携することで、各地域が活力を持って存立することを目指しています。 各地域の拠点に都市機能を配置し、交通ネットワークで結ぶことで、田舎の集落などでも、身近な拠点で暮らしに必要なサービスを受けられる社会を目指します。
I-1 地域 連携型都市構 造の実現	(本文p.14) 地方部では自家用車を主な移動手段とする人が多い中で、そうした地域での持続可能な移動手段の確保についてはどう考えるか。 また、「地域内連携軸及び集落等から拠点までのアクセスを地域に応じた移動手段が担うことにより、多層の交通ネットワークを形成」とあるが、具体的にはどのような施策により多層の交通ネットワークを形成するのか。	1	【その他】 交通需要が比較的少ない区間については、コミュニティバス、デマンド交通など、地域の状況に応じた交通手段を選択していくこととなります。 施策としては市町によるコミュニティバスの運営、デマンド交通の運行支援のほか、これらの交通手段の利便性と効率を確保するため、立地適正化計画により、生活サービス施設の立地を生活拠点等に誘導するといった取組が考えられます。

項目等	意見等	件数	県の考え方
I-1 地域連携型都市構造の実現	(本文p.16) 都市緑地法が改正され、都市緑地の質と量の確保が求められている。一方、兵庫県では、「環境の保全と創造に関する条例」や「県民まちなみ緑化事業」等により都市緑化を推進している。このため、市街地のエリアの土地利用の基本的方針に、都市緑化を推進していくことを盛り込むべきではないか。	1	【本文の趣旨に一致】 都市緑化は、公園や道路などの公共施設、建築物の敷地内などのオープンスペースの緑化のほか、校庭や駐車場の芝生化、建築物の屋上緑化など、土地利用を変えない範囲で行われる取組が主体となっています。そのため、「土地利用の基本的方針」では低未利用地の活用方法の一つとして緑の創出を挙げるとともに、都市緑化については「Ⅲ 環境と共生する都市づくり」の中で「都市の緑の保全と創出」として記載しており、引き続き、条例や補助事業等を通じて推進していきます。
I-1 地域連携型都市構造の実現	(本文p.17) 加西市では区域区分を廃止し、土地が活用しやすくなると聞いた。私の地域でも荒廃した田畑が散在し、景観にもよくない。もっと土地を活用しやすくすることで、地域の活力につながるのではないか。	1	【本文の趣旨に一致】 加西市では令和7年度末を目途に区域区分を廃止し、新たな土地利用コントロールの下で土地利用を行うこととしています。これにより、手続が簡素化され、迅速な土地利用が可能となります。 また、農地については農地法等に基づく重層的な土地利用規制等により保全を図りつつ、「農」との健全な調和を図りながら、都市的土地利用への転換を検討していきます。市街地以外のエリアでの地域の活力の維持や向上に向けて、地域の実情・ニーズに合った柔軟な土地利用を計画的に推進していきます。
I-2 魅力ある多様な拠点の形成	(本文p.18) 神戸では、駅ビルのリニューアルやアリーナなど、再整備が進められている。姫路の駅周辺も再整備によりきれいになった。今後も駅周辺などの再整備を進めていくのか？	1	【その他】 駅周辺の再整備は、三田市や芦屋市、西宮市でも進められています。施設の老朽化に対応し時代のニーズに応じた市街地の再構築や機能更新を行うため、再整備は必要です。 価値観やライフスタイルが多様化する中、公民連携でエリアの価値と持続可能性を高める市街地の更新を進めます。

項目等	意見等	件数	県の考え方
I-3 兵庫の成長を支える産業立地の推進	(本文p.21) 産業を呼び込み、人を集めることが都市の発展に繋がるため、産業誘致の施策は重要だ。 投資促進地域を指定し支援することや、テクノロジーの実験都市(水素パーク)を作るような取組は良いと思った。	1	【本文の趣旨に一致】 産業立地条例による支援などの産業施策と連携しつつ、新たな産業を呼び込む環境整備などにより、兵庫の成長を支える産業立地を推進します。
II-1 都市における防災・減災力の向上	(本文p.30) 大地震の際には、火災が発生する可能性が高い。耐震化と共に不燃化を進め、災害に強い兵庫県を目指すべきだ。	1	【本文の趣旨に一致】 都市の防災・減災力の向上として、災害に強い都市構造の構築を掲げています。都市の耐震化や不燃化、密集市街地の改善などを進め、被害を未然に防止、軽減する対策に取り組みます。
III-2 グリーンインフラの活用の推進	(本文p.37) 「グリーンインフラ」についてはp.32にも記載があるが、同じものを指すのであれば、一つにまとめた方がよいのではないか。	1	【その他】 グリーンインフラについては、自然環境が有する雨水貯留浸透機能や土砂防止機能等の防災や減災に資する機能と、CO2の吸収源、生物多様性の確保、緑陰による暑熱の緩和など環境の保全に資する機能と多面的な機能があり、いずれも都市づくりの方針として重要な要素と考えています。 このため、これらのうち防災や減災に資するものについてIIに、その他の機能についてIIIに分けて記載しています。
III-4 「農」の保全と土地利用との相互調和	(本文p.39) 農の保全とあるが、保全する一方で、使われていない農地などは活用してもよいのではないか。	1	【本文の趣旨に一致】 使われてない農地については、市民農園や農家レストランなどへの活用を図るほか、駅周辺など利便性の高いエリアであれば宅地化を図るなど、周辺の状況に応じた計画的な土地利用を図っていきます。

項目等	意見等	件数	県の考え方
IV-2 県 民・企業など 多様な主体と の共創	(本文p.43) 都市の将来像が視覚的に理解できれば、自分の住む町がどのように変化し、その変化によりどんな影響が考えられるのかがわかりやすくなるので、3D都市モデルについては今後積極的に整備するとよいのではないか。	1	【本文の趣旨に一致】 3D都市モデルについては、県内の複数市において整備・活用が進められています。今後、これらの市における取組の成果を踏まえ、未整備の市町においても必要に応じて活用されるよう、国と連携し情報共有を図っていきます。
IV-2 県 民・企業など 多様な主体と の共創	(本文p.44) エリアマネジメントの目的は、地域の価値向上や経済の活性化だけでなく、地域課題（空き家や空き地問題、人口流出等）の解決もあるので、その点も追加したほうがよい。	1	【ご意見を反映しました】 地域課題の解決に向けた取組が、地域の価値向上や経済の活性化にもつながることから、その目的に「地域課題の解決」を追加しました。